

指定避難所の見直しについて

町では、災害種別ごと（洪水時・洪水時以外）に避難所を指定していますが、近年の人口増並びに旧南幌高等学校について、現在、北海道教育委員会において、廃校舎の利活用を進めていることから指定避難所から除外するため、次のとおり避難所の見直しを行います。

（１）洪水時の指定避難所の考え方

洪水時における避難所については、洪水ハザードマップの浸水想定区域以外の公共施設となっており、改善センター・スポーツセンター・ビューロー・南幌小学校・南幌養護学校・ぽろろが指定避難所となっています。

令和6年10月1日現在の人口に置き換え避難対象人口を算出したことを踏まえた上で、市街地区の行政区・町内会から避難所までの移動距離をできるだけ近い施設に見直しすることとし、新たに、『はれっば』を指定避難所として指定します。

★洪水時の指定避難所施設【※変更後】

対 象 地 区 名	施 設 名	所 在 地
西町町内会の一部 （2丁目の一部、3～4丁目、 5～6丁目の一部）	農村環境改善センター	中央2丁目3番2号
三重自治区・11区・12区 稲穂町内会・15区（栄町1丁目 の一部及び中央3～4丁目の一部）	スポーツセンター	中央2丁目4番1号
7区・13区	ふるさと物産館ビューロー	中央1丁目2番22号
8区・9区・10区 北町町内会の一部（4丁目～5丁 目の一部）・東町町内会	南幌小学校	美園2丁目6番1号
青葉自治区	南幌養護学校	緑町5丁目1番1号
6区・14区の一部（栄町3～4 丁目の一部及び北町3丁目の一 部）中樹林自治区	生涯学習センターぽろろ	栄町3丁目3番1号
美園町内会の一部（1～2丁目の 一部及び4丁目の一部）	子ども室内遊戯施設 はれっば	美園3丁目1番 南幌中央公園内

※下線が変更になります。

【留意事項】

対象地区になっていない地域にお住まいの方は、浸水想定区域になっていないので、基本的には「自宅待機 ※注」となりますが、浸水の危険があると判断した場合などは、同じ行政区・町内会の避難所に避難してください。

※注：自宅待機者が避難してしまうと、本来、避難が必要な方が避難所に収容できなくなる可能性がありますので、令和7年4月予定で全戸配布する「避難所パンフレット（ラミネート版）」で、ご確認願います。

⇒ 市街地域における浸水想定区域の細分化については、行政区・町内会での「班単位」とします。（※後日配布時に、周知します）

（２）洪水時以外の指定避難所の考え方 《地震ほか》

洪水時以外（地震 他）の避難所については、改善センター・スポーツセンター・ビューロー・南幌小学校・南幌養護学校・生涯学習センターぽろろ・南幌中学校・旧南幌高等学校・南幌めぐみ学園を避難所として指定していますが、旧南幌高等学校を指定避難所から除外します。

※洪水時以外の避難所は、浸水想定区域内の公共施設も指定できます。

また、令和6年10月1日現在の人口に置き換え避難対象人口を算出したことを踏まえた上で、令和6年1月に発生した能登半島地震の道路が寸断され、移動ができない状況であったことを踏まえ、地域の近傍施設を指定避難所とすべきと考え、行政区・町内会から避難所までの移動距離をできるだけ近い施設に見直しすることとし、新たに、『はれっぱ』『タ張太ふれあい館』『三重レークハウス』を指定避難所として指定します。

なお、各施設の避難対象者の収容人数について、収容可能人数から全町民を収容することはできませんが、町防災計画では地震による被害想定を作成しており、想定避難者数が最も多い、石狩低地東縁断層帯の地震（震度 6.4）が発生した場合の想定避難者数が 1,311 人であることから、全町の人口比率から約 16.5% の住民が避難すると想定した場合、各避難所の収容可能人数を超えないと考え、避難所を指定しています。

【各行政区等 指定避難所見直し一覧表・・・別添のとおり】

★洪水以外の指定避難所施設【※変更後】

対 象 地 区 名	施 設 名	所 在 地
西町町内会	農村環境改善センター	中央2丁目3番2号
<u>15区</u> ・緑町町内会	スポーツセンター	中央2丁目4番1号
<u>7区</u> ・中央町内会	ふるさと物産館ビューロー	中央1丁目2番22号
青葉自治区	南幌養護学校	緑町5丁目1番1号
8区・ <u>10区</u> ・東町町内会	南幌小学校	美園2丁目6番1号
<u>6区（みどり苑含む）</u> ・ <u>9区</u> ・ <u>14区</u>	生涯学習センターぼろろ	栄町3丁目3番1号
<u>中樹林自治区</u> ・北町町内会	南幌中学校	栄町3丁目3番2号
<u>美園町内会</u>	<u>子ども室内遊戯施設</u> <u>はれっぱ</u>	美園3丁目1番 南幌中央公園内
<u>三重自治区</u> ・ <u>13区</u>	<u>三重レークハウス</u>	南13線西3番地
<u>11区</u> ・ <u>12区</u> ・稲穂町内会	<u>夕張太ふれあい館</u>	稲穂1丁目9番1号

※下線が変更になっています。

◎災害対策基本法に基づき、指定避難所については、町での告示（公示）及び北海道への報告が必要となっていることから、今回の避難所の変更に合わせて諸手続きを行います。

担当：総務課広報防災係
電話：011-398-7293